



埼玉県報

号 外 第 4 号
平 成 2 3 年 2 月 2 4 日
木 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例\(市町村課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（市町村課）

一 趣旨

平成二十三年四月十日に行われる埼玉県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律附則第二条第一項の規定により、平成十七年の国勢調査の結果による人口によるものとするとともに、規定の整備をしようとするものである。

二 内容

(一) 附則に次の一項を加える。

3 平成二十三年四月十日に行われる埼玉県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）附則第二条第一項の規定により、平成十七年の国勢調査の結果による人口によるものとする。

(二) 別表に備考として次のように加える。

備考 この表において「加須市」、「北埼玉郡」、「久喜市」、「南埼玉郡」、「北葛飾郡栗橋町」及び「北葛飾郡鷺宮町」とは、それぞれ平成二十二年三月二十二日現在における当該郡及び市町をいう。

三 附則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第一号

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
関する条例（昭和五十三年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 平成二十三年四月十日に行われる埼玉県議会議員の一般選挙において選挙すべ
き議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について
は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平
成二十二年法律第六十八号）附則第二条第一項の規定により、平成十七年の国勢
調査の結果による人口によるものとする。
- 別表に備考として次のように加える。
- 備考 この表において「加須市」、「北埼玉郡」、「久喜市」、「南埼玉郡」、
「北葛飾郡栗橋町」及び「北葛飾郡鷺宮町」とは、それぞれ平成二十二年三月
二十二日現在における当該郡及び市町をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。